

【表紙】

【提出書類】

臨時報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2025年12月26日

【会社名】

フロイント産業株式会社

【英訳名】

Freund Corporation

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 伏島 巍

【本店の所在の場所】

東京都新宿区西新宿六丁目25番13号

【電話番号】

03(6890)0750 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役管理本部長 関和 宏昭

【最寄りの連絡場所】

東京都新宿区西新宿六丁目25番13号

【電話番号】

03(6890)0750 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役管理本部長 関和 宏昭

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番地 1 号)

1 【提出理由】

当社は、2025年12月26日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年12月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

併合の割合

当社株式1,302,086株を1株に併合いたします。

本株式併合がその効力を生じる日（以下「効力発生日」といいます。）

2026年1月29日

効力発生日における発行可能株式総数

52株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は52株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条を変更するものであります。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は13株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条、第9条及び第10条の全文を削除し、これら変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は株式会社友、株式会社伏島搖光社、伏島靖豊氏の相続人、伏島巖氏、株式会社大川原製作所及び牧寛之氏のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第16条の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 株式併合の件	141,691	430	1	(注)	可決 99.69
第2号議案 定款一部変更の件	141,693	433	1	(注)	可決 99.69

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席した一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計した結果、決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。